



28 諮問 第 7 号
2016 年（平成 28 年）3 月 10 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立川 丈夫 様

逗子市長 平 井 竜



地域ケア会議に係る個人情報の目的外利用・提供
及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び第 2 項ただし書の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

福祉部 介護保険課 間邊
内線 251

(別 添)

担当所管名		福祉部介護保険課
事務の名称		地域ケア会議（地域包括支援センター運営事業）
諮問の概要		国は2011（平成23）年6月の改正介護保険法第115条の46第5項の規定に、関係者との連携努力義務を明記した。そしてそれを具現化し、多職種協働のもと、フォーマルのみならずインフォーマルな資源やサービスも活用しながら、個別ケースの支援内容の検討を行い、その積み重ねを通し関係者の課題解決能力の向上や地域包括支援ネットワークを構築するための有効な手法として、地域ケア会議の開催について制度的に位置づけた。 改正以降、国は地域ケア会議の個別事例の検討を行い、個別ケースの支援内容を通じた「地域支援ネットワークの構築」「高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援」「地域課題の把握」などを行うことを推進している。本市においても地域ケア会議（個別事例）を開催し、本人の生活を支援すると共に、個別事例から見えてきた課題を蓄積し、地域課題の把握へとつなげ、最終的には政策形成へと結びつけていく必要がある。 地域ケア会議の開催は、医療・介護の専門職種等、地域の支援者などその時に必要に応じた方が参加者となる。基本的には、個人が特定されないように、また、必要最小限の情報提供のみでの開催となるように細心の注意を払い会議を開催するが、提供する情報で特定につながる可能性もある。 会議の開催においては、本人からの同意を前提とした対応を考えているが、実際には、会議のテーマとなる者は、認知症や他の事情等で課題を抱え、周囲の支援者が困っている状態である者が多く、本人からの同意をとることが難しいケースも想定されるため、会議の開催自体を伝え理解し同意を得ることが困難であったり、また通知等を行うことで支援者との関係性が崩れ、その後の支援に影響が出る恐れもあるため、会議の対象となる者の個人情報について、目的外利用・提供及び本人通知の省略を行うもの。
事務の目的及び根拠法令等		介護保険法第 115 条の 48 に規定される地域ケア会議を開催するもの。
対象となる個人の類型・対象者数		65 歳以上の対象となる高齢者及びその家族・支援者
第 10 条 関係	目的外利用・提供する個人情報の内容	年齢、性別、個人因子（健康状態、通院、服薬など）、環境因子（家族、住居など）、経済的環境、支援者等、現況、対象者の問題点や抱えている課題…市と地域包括支援センターで所有する個人情報
	利用・提供先	利用…障がい福祉課、環境クリーンセンター及びその他関係テーマによる実施機関内部関係所管 提供…医療・介護の専門職種、地域の支援者など（その時に必要に応じ

		た者が参加者)
	利用・提供の理由	個別事例を検討するにあたり、テーマごとに提供する情報に違いはあるが、テーマにある背景を正確に伝えないと、その者にあった生活支援などの検討を行うことができないため、上記個人情報の利用・提供が不可欠である。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略（理由：会議のテーマとなる者は、認知症や他の事情等で課題を抱え、周囲の支援者が困っている状態である者が多く、本人からの同意をとることが難しいケースも想定されるため、会議の開催自体を伝え理解し同意を得ることが困難であったり、また通知等を行うことで支援者との関係性が崩れ、その後の支援に影響が出る恐れもあるため）